

陳 情	受 理 番 号	139	受 理 年 月 日	令和6年1月29日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	那覇市立小中学校の引率旅費の現金返金について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

件名 那覇市立小中学校の引率旅費の現金返金について (陳情)

#### 陳情の趣旨

・過年度において教職員の引率旅費が未処理のため、保護者が教職員分を負担していた。これは市町村立学校職員給与負担法等に反する事務である。保護者が教職員の引率旅費を支払わされていた事は、保護者の経済的利益と市民の信用を失う行為です。直ちに法に基づく税事務処理および時効5年分の全数調査を行い保護者へ現金返金をすべきである。  
この事務処理は法令に基づいた校長の義務である。

・H28～R3（6年分）の情報公開請求の内容からも旅行命令簿未処理や車賃負担なし＝「教職員分を保護者負担」が調査全体の87.7%に上る。また、R1以降に処理がされている大道小も当方の抗議前は保護者が教職員分を負担しており、保護者負担は偶発的な事案とは非常に考えにくい。

・また、H30年教職員旅費の返金方法は法的義務を負わない私費会計の学校徴収金で相殺されている。1円単位の返金が発生するにもかかわらず、返金月合計額は用紙代等で調整され端数が揃っている。ゆえに、保護者に返金されているのか疑問。徴収金での相殺は保護者のお金の移動に過ぎず損失は回復しません。そもそも、公費と私費は別の財布であり、相殺は不可能です。

・当方の抗議から約4年間(H30/5～R4/3)も市教委が放置していた結果が情報公開請求で明らかになった。山城教育長が有印公文書にて「申請分を全て公開する」と開示し、学校・市教委が「旅行命令簿未処理・車賃負担なし」を自ら認めている。「市長への手紙」にてR3から3年連続で抗議しており、市の当局も内容を把握している。いずれにしても保護者、こどもに落ち度は全くありません。

・バス利用は1学年につき年1回ほどで時効5年分では大した数ではなく、教職員分引率旅費の支払確認は極めて容易である。

# 記

- ① 情報公開請求にて開示された教職員の引率旅費未処理および車賃負担なしの事実を認めることを求める（令和4年1月19日那教学学教第885号により）
  - ② 時効5年分、小中学校の引率旅費の全数調査を求める（地方自治法236条1項により）
  - ③ 法に反した事務により発生した経済的損失に対し、県費負担分の未処理、車賃負担なしは時効5年分を県に申請し、各学校より保護者に現金返金をすることを求める
  - ④ 法に反した事務により発生した経済的損失に対し、那覇市が雇用の市費職員分の未処理、車賃負担なしは時効5年分を市教委で取りまとめ各学校より保護者に現金返金をすることを求める
- 法に反した事務
- ・ 地方自治法2条16項により（法令に反した事務処理の禁止）
  - ・ 地方財政法27条の4により（市に属する経費は住民へ転嫁の禁止）
  - ・ 地方財政法施行令52条1項1号により（市職員の給与に要する経費は住民へ転嫁の禁止）
  - ・ 市町村立学校職員給与負担法により（先生の給与に要する経費は住民へ転嫁の禁止）
- ⑤ H30 大道小分においても現金返金を求める（資料3.13）
  - ⑥ 卒業生に関しては、沖縄は地元進学率が高いため中学・高校の追跡を行い兄弟姉妹のお子さんの在籍校経由での方法等を用いて現金返金を求める
  - ⑦ 資料10 城南（ゆいレール無賃分）不正受給の厳正な調査報告を求める
  - ⑧ 貸切バス同様にゆいレールの教職員無賃人員分を法令に基づき公費支出を行い、過年度分の全数調査を行い現金返金を求める
  - ⑨ ゆいレール無賃分の事務処理義務について全小中学校に対し指示を求める
  - ⑩ 資料14 根拠一覧の遵守を求める（法律の優位により）
  - ⑪ 現金返金の原資は過去に立替払いしなかった管理職と教職員より徴収する事を求める